

2.5.3 船舶資格変更届

本業務では、外国貿易船、非外国貿易船の資格を変更するための情報を登録することができます。また、資格変更届の審査が終了（「船舶・航空機資格変更届審査終了（K P E 0 1）」業務が行われる）するまでは、提出した情報を訂正または取消することができます。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができ、また必要に応じて電子ファイルを添付することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（5）その他申請・照会業務を参照してください。

添付ファイルの操作方法については、1.3.2（14）E)添付ファイルを参照してください。

入力者について

- 入力者は、船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報にある船舶運航者と同一の船会社である必要があります。
- 船舶代理店が登録する場合は、当該港において本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報にある船舶運航者の船会社と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合は不要です。

添付ファイルについて

- 添付ファイルの拡張子は以下である必要があります。
 - txt, doc, docx, ppt, pptx, xml, htm, html, rtf, jtd, xls, xlsx, csv, jpeg, jpe, jpg, tif, tiff, bmp, gif, pdf, png
- 1ファイルあたりのサイズは、0バイトより大きく30メガバイト以内である必要があります。
- 添付ファイルの合計サイズは、30メガバイト以内である必要があります。
- 訂正かつ電子ファイルを添付せずに「添付要否」で「訂正前に添付された電子ファイルを利用」を選択した場合は、訂正前に登録した添付ファイルと紐付けて登録されます。
- 訂正かつ電子ファイルを添付せずに「添付要否」で「訂正前に添付された電子ファイルを削除」を選択した場合は、訂正前に登録した添付ファイルとの紐付きが解除され登録されます。

船舶基本情報について

- 船舶基本情報が削除されていると手続きができません。
- 以下の入力項目が、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報と同一である必要があります。
 - 「船舶コード」
 - 「船舶名称」

- 
- 「国籍」
 - 「種類」
 - 「所有者」
 - 「用船者名」
 - 「総トン数（自重）」
 - 「総トン数」

資格届履歴情報について

- 登録の場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶資格変更届が「審査中」ではない必要があります。
- 訂正または取消の場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶資格変更届が「審査中」である必要があります。
- 届出状況が資格届履歴情報に登録されます。

届出先官署について

- 入力した「届出先税関官署」を届出先官署とします。

訂正について

- 訂正の場合、「届出受理番号」には枝番が付加されます。
- 届出に対して当該業務で訂正を行える回数は最大9回となっています。
- 当初届出者と同じである必要があります。

取消について

- 取消の場合は電子ファイルの添付はできません。
- 当初届出者と同じである必要があります。

<パッケージソフトでの業務について>

- 「船舶・航空機資格変更届（K P C 0 1）」業務で提出した届出を、本業務で訂正・取消することができます。

<船舶資格変更届の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できます。
※帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から14日間（土日祝含む）可能です。

表 2.5.3-1 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
「届出種別」に「登録」が入力されている場合	船舶資格変更届控情報
「届出種別」に「訂正」または「取消」が入力されている場合	船舶資格変更届訂正・取消控情報

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.5.3-2 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
「届出種別」に「登録」が入力されている場合	船舶資格変更届情報	書類提出先税関 (監視担当部門)
「届出種別」に「訂正」または「取消」が入力されている場合	船舶資格変更届訂正・取消情報	書類提出先税関 (監視担当部門)